

ISSB 基準の改正と SSBJ 基準の改正案

金融調査部

研究員

藤野 大輝

[要約]

- ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）が2025年12月11日に「IFRS S2（気候関連開示）」を改正した。
- ISSBの基準改正を受け、わが国のSSBJ（サステナビリティ基準委員会）も2025年12月15日にサステナビリティ開示基準の改正案を公表した（意見募集は2026年1月28日まで）。
- 改正内容には、デリバティブ等に関するスコープ3のGHG（温室効果ガス）排出量の開示免除や、ファイナンスド・エミッションを産業別分類する際におけるGICS（世界産業分類基準）の使用免除などが含まれる。
- 改正後のISSB、SSBJの基準はいずれも2027年1月1日以後開始する年次報告期間から適用される。

1. ISSB が「気候関連開示（IFRS S2）」を改正

ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、2025年12月11日に「IFRS S2（気候関連開示）」を改正した。2025年4月に公開草案を公表¹し、寄せられたコメントを踏まえ、今回の改正に至った。改正内容は下記の四つに分けられる（詳しくは次ページ図表1を参照）。

- ① デリバティブ等に関するスコープ3のGHG（温室効果ガス）排出量の開示免除
- ② ファイナンスド・エミッション（投融資に関する間接的なGHG排出）を産業別分類する際における、GICS（世界産業分類基準）の使用免除
- ③ GHGプロトコルの使用に関する緩和措置の明確化
- ④ 地球温暖化係数の使用に関する救済措置の導入

改正案と比較して、特に②についてGICSの使用が優先されるという要件が削除されたことが大きな違いといえる。なお、SASBスタンダードについても、IFRS S2の改正と整合性をとるための修正が行われている。IFRS S2の改正は2027年1月1日以降に開始する報告期間から適用される（早期適用可）。

2. SSBJ がサステナビリティ開示基準の改正案を公表

わが国のSSBJ（サステナビリティ基準委員会）は、1.で述べたISSBのIFRS S2の改正とSASBスタンダードの修正を受け、2025年12月15日にサステナビリティ開示基準の改正案を公表した（意見募集は2026年1月28日まで）。改正内容は、原則としてISSBの基準と整合性をとるために「気候関連開示基準」について、IFRS S2の改正を反映したものとなっている（次ページ図表1）。

また、「サステナビリティ開示基準の適用」ではSASBスタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することが求められているが、この参照先であるSASBスタンダードについて、2023年12月時点のものから、今回改正された2025年12月時点のものに更新している。そのほか、全サステナビリティ開示基準について、一部文言の修正を行っている。

改正後の基準については、2027年1月1日以後開始する年次報告期間から適用するとされている（2025年12月11日以後終了する年次報告期間から早期適用することも認められている）。経過措置として、改正後の基準を適用する最初の年次報告期間において、GHGプロトコル、地球温暖化係数に関する救済措置や、ファイナンスド・エミッションの小計、産業別に分解したファイナンスド・エミッションの情報について、比較情報を更新しなければならない（改正されたIFRS S2においても同様の経過措置が設けられている）。

¹ 改正案について、詳しくは拙稿「ISSBがIFRS S2の改正案を公表」（2025年5月16日、大和総研レポート）を参照。

図表1 ISSB 基準の改正・SSBJ 基準の改正案

スコープ3のGHG排出量の開示	<ul style="list-style-type: none"> ➤ カテゴリー15（投資）の排出量について、ファイナンスド・エミッショն以外のGHG排出を除外し、また、デリバティブに関連するGHG排出を除外することができる ➤ カテゴリー15から除外したGHG排出に関連する金融活動について説明しなければならない ➤ カテゴリー15から除外したデリバティブに関連する金融活動及び何をデリバティブとして扱ったかについて説明しなければならない ➤ カテゴリー15のGHG排出量の開示に含めたファイナンスド・エミッショնの合計を小計として開示しなければならない（注1）
ファイナンスド・エミッショնの産業別分類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ファイナンスド・エミッショնの絶対総量及びグロス・エクスポートジャーナーを産業別に分解して開示する際には、気候関連の移行リスクに対するエクスポートジャーナーを理解する上で有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類することができる産業分類システムを用いなければならない（他のすべての条件が同じであれば、一般的に用いられている産業分類システムを選択することを優先する）（注2） ➤ ①選択した産業分類システム、②産業分類システムの選択が上記の定めをどのように満たしているのかを理解するための情報を開示しなければならない
GHGプロトコル	<ul style="list-style-type: none"> ➤ GHG排出量の測定に当たって、当局または上場取引所がGHGプロトコルとは異なる方法を用いることを企業の全部または一部に対して要求している場合、その部分について異なる方法を用いることができる
地球温暖化係数	<ul style="list-style-type: none"> ➤ GHG排出量の測定のために7種類のGHGをCO₂相当量に変換する上で、当局または上場取引所が異なる地球温暖化係数を用いることを企業の全部または一部に要求している場合、その部分について異なる地球温暖化係数を用いることができる

（注1）ISSB基準ではスコープ3のGHG排出量にカテゴリー15のGHG排出量を含めた場合、カテゴリー15のGHG排出量の総量を開示することが求められる（SSBJ基準ではスコープ3のGHG排出量はカテゴリー別に分解して開示することが求められている）。

（注2）現行のSSBJ基準では産業別に分解したファイナンスド・エミッショնの絶対総量及びグロス・エクスポートジャーナーに関する情報は、当面の間、開示しないことができるとされている。今回の改正案において、産業別分類の扱いが改めて明確化されたことで、この当面の間の扱いに関する定めの削除が提案されている。

（出所）ISSB各種資料より大和総研作成

3. 今後への影響

2026年1月8日に、「金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告」が公表された。この報告では、SSBJ基準は図表2の通り適用されることが示された²。

例えば東京証券取引所プライム市場上場会社のうち時価総額3兆円以上の企業については、2027年3月期からSSBJ基準の適用が義務化され、2028年3月期からサステナビリティ情報のうちスコープ1、2のGHG排出量、ガバナンス、リスク管理に対して第三者保証が義務化される。さらに、2029年3月期からは、有価証券報告書の提出後に遅れてSSBJ基準に沿った情報開示を行う二段階開示ではなく、同時開示を行う必要がある。

図表2 SSBJ基準の適用範囲・時期

		SSBJ基準 適用義務化	第三者保証 義務化	同時開示
東京証券取引所 プライム市場 上場会社	時価総額 3兆円以上	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
	時価総額 1兆円以上	2028年3月期	2029年3月期	2030年3月期
	時価総額 5,000億円以上	2029年3月期	2030年3月期	2031年3月期

(出所) 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第11回)
資料1「金融審議会『サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ』報告(案)」
より大和総研作成

改正後のISSB基準、SSBJ基準はいずれも2027年1月1日以後開始する年次報告期間から適用される。そのため、3月決算会社であれば、2027年3月期は改正前のSSBJ基準を適用し、2028年3月期は改正後のSSBJ基準を適用することが考えられる。一方、12月決算会社の場合は、SSBJ基準の適用が義務化される2027年12月期から改正後のSSBJ基準を適用しなければならない。ただし、早期適用も認められているため、3月決算会社であっても、適用初年度から改正後のSSBJ基準を用いることもできる。各社の状況に応じて適用について検討することが望ましい。

² 時価総額3兆円以上、時価総額1兆円以上の企業への適用については、既に「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(案)が公表されている。詳しくは、[拙稿「開示府令の改正案が公表\(2026年から一部適用\)」\(2025年12月10日、大和総研レポート\)](#)を参照。